

阿蘇市告示 117 号

阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

阿蘇市長 佐藤 義興

阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が著しく減少している市内観光事業者に対し、事業の継続を目的とした緊急措置として、予算の範囲内で交付する阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金（以下「支援金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、新型コロナウイルス感染症とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(交付対象者)

第 3 条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて同法第 2 条第 2 項又は同条第 3 項の営業を行う者、又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出をして同法第 2 条第 3 項の営業を行う者とする。

(2) 本市で通年において、体験型の観光メニューを提供する施設及び観光客を受け入れている陶芸・木工房を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は交付対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む者

(2) 阿蘇市暴力団排除条例（平成 23 年阿蘇市条例第 14 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する者

(3) 公の施設を管理する者

(4) 令和 3 年 4 月 1 日以降に営業を開始した者

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、一の交付対象者につき 160,000 円とし、交付は 1 回限りとする。

(交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 第 3 条第 1 項第 1 号に該当する者は、旅館業法による許可証又は住宅宿泊事業法による届出済証の写し
- (3) 第 3 条第 1 項第 2 号に該当する者は、所得税法 229 条に基づく開業等の届出又は税申告書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 前条の規定による申請があったときは、市長はその内容を審査したうえで支援金交付の可否を決定し、阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金交付決定(却下)通知書(様式第 2 号)により交付対象者に通知するものとする。

(支援金の交付等)

第 7 条 前条の交付決定通知を受けた者は、阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金請求書(様式第 3 号)を市長に提出し、支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 8 条 支援金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定した交付金については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金交付申請書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金を受けたいので、阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、偽りその他不正の手段により支援金を受給した場合は、同要綱第8条の規定により、阿蘇市の命令に従い支援金の返還に応じます。

記

1. 誓約欄（下記を確認のうえ、□内にチェックをお願いします。）
 現在も事業を継続しており、今後も引き続き事業を継続する意思があることを誓約します。
2. 支援金申請額 金 160,000円
3. 施設等の名称 _____
4. 添付書類
 - (1) 要綱第3条第1項第1号に該当する者は、旅館業法による許可証又は住宅宿泊事業法による届出済証の写し
 - (2) 要綱第3条第1項第2号に該当する者は、所得税法229条に基づく開業等の届出又は税申告書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 6 条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

阿蘇市長

印

阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金交付決定 (却下) 通知書

年 月 日付けで申請のありました阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金について、下記のとおり決定 (却下) しましたので、阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円

2. 却下の理由

様式第3号（第7条関係）

阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金請求書

年 月 日

阿蘇市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金の交付を受けたいので、阿蘇市宿泊施設及び観光施設等事業継続支援金交付要綱第7条の規定により次のとおり請求します。

記

1. 補助金請求額 金 160,000円

2. 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

3. 添付書類

(1) その他市長が必要と認める書類